



山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (9)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) … 9
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) …同
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) …10

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) …同
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …同

告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程…………… (同) …12

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表総務部の項中「庶務係、組織管理係」を「総務調整担当、組織管理係」に、「庶務係、予算第一係、予算第二係」を「予算第一係、予算第二係、予算第三係」に改め、「公益法人担当」を削り、「庶務係、県有財産管理係」を「予算担当、県有財産管理係」に改め、「庶務担当、」を削り、同表企画振興部の項中「文化振興担当」を「文化振興担当、県民活動推進担当」に、「庶務係、行政係」を「予算担当、行政係」に、「基幹ネットワーク調整担当」を「基幹ネットワーク調整担当、社会保障・税番号システム担当」に、「庶務係、統計利用推進担当」を「予算担当、統計利用推進担当」に改め、同表環境エネルギー部の項中「省エネルギー推進担当」を削

り、戦略推進担当、事業推進担当 を

再エネ・省エネ導入支援担当、大規模事業担当、エリア供給担当 に改め、同表健康福祉部の項中

健康福祉企画課 庶務係、企画担当、地域福祉担当、医療保険担当、援護恩給担当、保護指導担当、薬務担当、感染症対策担当 を

健康福祉企画課	庶務係、企画調整担当、医療保険担当
地域福祉推進課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護指導担当

に、「庶務係、健康長寿企画

担当」を「健康長寿企画担当」に、「庶務係、障がい福祉支援担当」を「管理担当、予算担当、障がい福祉支援担当」に改め、同表商工労働観光部の項中「、技能大会推進担当」を削り、同表農林水産部の項中「企画調整担当」を「企画担当」に、「6次産業化推進担当」を「6次産業推進担当」に、「庶務係、企画担当」を「予算担当、企画

担当」に、

畜産課	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当
水産課	水産行政担当、水産企画振興担当、漁港漁場担当、全国豊かな海づくり大会推進担当
農村計画課	庶務係、予算担当、計画調整担当

を

畜産振興課	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当
水産振興課	水産行政担当、水産調整担当、水産企画振興担当、漁港漁場担当
農村計画課	予算担当、計画調整担当、農地保全担当

に、「監理技術担当」を「設

計・システム管理担当」に、

森林課

を

林業振興課

に、「庶務係、林政企画担当」を「予

算担当、林政企画担当」に改め、同表県土整備部の項中

用地課

を

県土利用政策課

に、「高速

道路用地担当、土地対策担当」を「土地対策担当、景観・地域づくり担当」に改め、「、新都市開発調整担当、景観・屋外広告物担当、県土づくり担当」を削り、「庶務係、道路行政担当」を「経理担当、道路行政担当」に、「庶務係、行政担当、河川管理担当」を「行政担当、河川管理担当、河川計画担当」に改め、同条第2項の表中「防犯まちづくり・交通安全対策担当」を「地域安全対策担当」に改め、同条第3項の表中「、山形DC担当」を削り、

同条第4項の表中

県民文化課	県民活動プロスポーツ支援室	県民活動推進担当、プロスポーツ支援担当
みどり自然課	全国育樹祭準備室	企画担当、事業推進担当
危機管理課	復興・避難者支援室	

を

県民文化課	スポーツ振興・地域活性化室	
みどり自然課	全国育樹祭推進室	企画担当、事業推進担当
危機管理課	復興・避難者支援室	
健康福祉企画課	薬務・感染症対策室	薬務担当、感染症対策担当

に、

工業戦略技術振興課	産業立地室		を に改める。
工業戦略技術振興課	産業立地室		
雇用対策課	技能五輪・アビリンピック推進室		
観光交流課	山形DCおもてなし推進室		

第11条第2項の表中「決算・システム担当、指導担当」を「決算国費担当、指導・システム担当」に改める。

第13条第1項第2号ル中「及び学事文書課の庶務」を「、学事文書課及び税政課の予算、決算及び経理」に改め、同項第4号に次のように加える。

ヌ 部内の庶務に関すること

第13条第1項第6号レ中「こと」を「こと（子育て支援課で所掌するものを除く。）」に改め、同号ネ中「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学」を「山形県公立大学法人」に改め、同号中ネをナとし、ツをネとし、同号ソ中「高等教育機関の整備推進」を「高等教育に関する施策の推進」に改め、同ソを同号ツとし、同号レの次に次のように加える。

ソ いじめによる重大事態に係る調査に関すること

第13条第1項第8号ニ中「啓蒙」を「啓発」に改める。

第14条第1項第1号ニ中「県民文化課、交通政策課及び情報企画課」を「部内」に改め、同項第2号ホ中「、県政史緑地及び生涯学習センター（緑町庭園文化学習施設に限る。）」を「及び県政史緑地」に改め、同号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ スポーツを通じた地域活性化に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

第14条第1項第5号に次のように加える。

へ 社会保障・税番号制度の導入に関すること

第14条第2項を次のように改める。

2 県民文化課の分掌事務のうち前項第2号ニ及びホに掲げる事務は、スポーツ振興・地域活性化室で所掌する。

第15条第2項中「全国育樹祭準備室」を「全国育樹祭推進室」に改める。

第15条の2第1号中チをヌとし、トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 認定こども園に関すること

ホ 私立幼稚園に関すること

第15条の2第2号へ中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第16条第1項第1号中ハからリまでを削り、ヌをハとし、ルをニとし、ヲからヨまでを削り、タをホとし、レをへとし、ソをトとし、ツをチとし、ネをリとし、ナをヌとし、ラをルとし、ムをヲとし、ウをワとし、同ワの次に次のように加える。

カ 衛生研究所に関すること

ヨ 公立大学法人山形県立保健医療大学に関すること

タ 部内の庶務に関すること

レ 部内の連絡調整に関すること

第16条第1項第1号中キをソとし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域福祉推進課

イ 地域福祉に関すること

ロ 社会福祉事業に関すること（他課で所掌するものを除く。）

ハ 生活保護に関すること

ニ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること

ホ 引揚者及び未帰還者等の援護に関すること

へ 戦没軍人軍属等の弔慰及び追悼に関すること

ト 旧軍人軍属の恩給に関すること

第16条第2項中「地域医療対策課」を「健康福祉企画課の分掌事務のうち前項第1号ホからワまでに掲げる事務は薬務・感染症対策室で、地域医療対策課」に、「前項第2号ロ」を「前項第3号ロ」に、「前項第3号チ」を「前項第4号チ」に改める。

第17条第1項第5号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会に関すること

第17条第1項第6号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 大型観光キャンペーンに関すること

第17条第2項中「経済交流課」を「雇用対策課の分掌事務のうち前項第5号リ、ヌ及びブに掲げる事務は技能五輪・アビリンピック推進室で、観光交流課の分掌事務のうち前項第6号トに掲げる事務は山形DCおもてなし推進室で、経済交流課」に改める。

第18条第1項第1号タ中「6次産業推進課及び県産米ブランド推進課」を「部内」に改め、同項第4号ワ中「畜産課及び水産課の庶務」を「畜産振興課及び水産振興課の予算、決算及び経理」に改め、同項第6号中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同項第7号中「水産課」を「水産振興課」に改め、同項第8号中トをチとし、同号へ中「庶務」を「予算、決算及び経理」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 多面的機能支払に関すること

第18条第1項第9号タ及び同項第10号中「森林課」を「林業振興課」に改める。

第19条第1項第1号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同項第3号中「用地課」を「県土利用政策課」に改め、同号タを次のように改める。

タ 景観の形成に関すること

第19条第1項第3号に次のように加える。

レ 屋外広告物に関すること

第19条第1項第4号チ及びリを削り、同項第6号ヌ及び第8号ト中「庶務」を「経理」に改め、同項第9号ニ中「森林課」を「林業振興課」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「直税第一担当、直税第二担当、直税第三担当、関税担当」を「課税第一担当、課税第二担当、課税第三担当、課税第四担当」に、

「	西村山税務課	課税担当、納税管理担当	寒河江市	を
	北村山総務課	総務係、経理係、審査出納担当	村山市	
	北村山税務課	課税担当、納税管理担当	村山市	
	保健企画課	総務調整担当、企画担当、健康増進担当	山形市	

「	北村山総務課	総務係、経理係、審査出納担当	村山市	に、
	保健企画課	総務係、企画調整担当	山形市	

「	西村山農村整備課	用地換地担当、工事担当、整備担当	を
	西村山農村整備課	用地換地担当、工事担当	

に改め、同表最上総合支庁の項中「地域農政担当」を「地域農政担当、6次産業推進担当」に、「環境整備担当、工事担当」を「工事担当、施設担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中

「	西置賜総務課	総務係、審査出納担当	長井市	を
	西置賜税務課	課税担当、納税管理担当	長井市	

「	西置賜総務課	総務係、審査出納担当	長井市	に、「環境企画・
---	--------	------------	-----	----------

自然環境担当」を「環境企画担当」に、「環境保全担当」を「環境保全・自然環境担当」に、「工事担当、」を「工事担当、改良復旧担当、」に改め、同表庄内総合支庁の項中「行政担当」を「調整担当」に、「食産業・調整担当」を「6次産業推進・調整担当」に、「生産流通担当」を「農産園芸担当」に改め、同条第3項の表村山総合支

庁の項中 「

	出納室	
--	-----	--

」を

「

	出納室	
納税課	西村山税務室	課税担当、納税管理担当
	北村山税務室	課税担当、納税管理担当

」に改め、同表置賜総合支庁

の項中 「

	出納室	
--	-----	--

」を

「

	出納室	
税務課	西置賜税務室	課税担当、納税管理担当

」に改め、同表庄内総合支庁

の項中 「

	農業技術普及課	産地研究室		庶務係、園芸研究担当
--	---------	-------	--	------------

」を

「

	農業技術普及課	産地研究室		庶務係、園芸研究担当
水産振興課	全国豊かな海づくり大会推進室			

」に改め、同条第4項中「の

うち」を「のうち村山総合支庁総務企画部納税課西村山税務室及び」に、「寒河江市に」を「寒河江市に、村山総合支庁総務企画部納税課北村山税務室を村山市に」に、「新庄市に」を「新庄市に、置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室を長井市に」に改める。

第33条第1号中ソを削り、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、キをウとし、同条第2号中「、課税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課」を「及び課税課」に改め、同号イ中「自動車税については税務課及び課税課に限る」を「課税課にあつては納税課で所掌するものを除く」に改め、同条第3号に次のように加える。

ホ 県税の賦課に関すること（課税地が西村山地域及び北村山地域の区域内に所在する不動産取得税（建築分を除く。）及び軽油引取税（課税免除に限る。）に係るものに限る。）

第33条第4号ネ中「(庄内総合支庁を除く。)」を削る。

第35条第4号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 多面的機能支払に関すること

第35条第6号ト中「水産課」を「水産振興課」に改め、同号に次のように加える。

ネ 全国豊かな海づくり大会に関すること

第41条を次のように改める。

(内部組織)

第41条 職員育成センターに総務課、人材育成担当及び研修担当を置く。

第52条第1号中「相談、」を「相談及び」に改め、「及び商品テスト」を削る。

第139条第3項を次のように改める。

3 庄内職業能力開発センターに庶務係及び訓練課を置く。

第145条第3号を削る。

第146条第1項中「及び農業情報・経営室」を削る。

第192条の表中「庶務係」を「総務係」に改める。

第199条の表中

山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	学事文書課及び公益法人を所管する課	を
-------------	--	-------------------	---

山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	学事文書課及び公益法人を所管する課	に、
山形県いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により知事が行うことができることとされている同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関すること	学事文書課	

子ども家庭課及び健康福祉企画課

を

子ども家庭課及び地域福祉推進課

に、

山形県観光事業審議会	観光事業に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	を
------------	------------------------------------	---

山形県観光審議会	観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	に、
----------	----------------------------------	----

山形県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること	森林課	を
山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関すること	用地課	
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関すること		
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること		
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること		

山形県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事	林業振興課
山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関する事	県土地利用政策課
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関する事	
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関する事	に、
山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること	
山形県景観審議会	山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	

山形県開発審査会	都市計画法第50条第1項の規定による審査請求について審査し裁決すること及びその他同法の規定による権限事項に関する事	を
山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること	
山形県景観審議会	山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること	

山形県開発審査会	都市計画法第50条第1項の規定による審査請求について審査し裁決すること及びその他同法の規定による権限事項に関する事	に改める。
----------	---	-------

第200条第1項の表中

危機管理監	環境エネルギー部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。	を
-------	----------	--------------------------	---

危機管理監	環境エネルギー部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。

に、

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。
医療政策監	健康福祉部	部長を補佐し、医療の課題に関する事務を整理する。

を

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。
----	--------	------------------------------

に、

「企画振興部、健康福祉部及び商工労働観光部」を「健康福祉部、商工労働観光部及び県土整備部」に改め、同条第2項の表中

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
------	--------------------------

を

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。

に改め、同

条第3項の表中

行政技能員	
-------	--

を

副主任技能員	技能長若しくは主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事し、又は上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
行政技能員	

に改める。

第201条第1項の表課長補佐の項出先機関の組織の欄中「総合支庁」を「総合支庁及び東京事務所」に改め、同条第2項の表中

講師	
----	--

を

講師	
主任専門児童心理司	上司の命を受けて高度の心理診断指導業務を処理する。
主任児童心理司	上司の命を受けて心理診断指導業務を処理する。
児童心理司	上司の命を受けて心理診断指導業務に従事する。

に、

主任栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務を処理する。
栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。

を

主任管理栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務を処理する。
主任栄養士	
管理栄養士	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。
栄養士	

に、

主任専門水産業 普及指導員	上司の命を受けて高度の水産業の普及指導業務を処理する。	を に改め、同
主任専門水産業 普及指導員	上司の命を受けて高度の水産業の普及指導業務を処理する。	
専門水産業普及 指導員	上司の命を受けて水産業普及指導業務を処理する。	
水産業普及指導 員	上司の命を受けて水産業普及指導業務に従事する。	

条第3項の表中

副主任技能員	技能長又は主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事し、又は上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。	を
技術技能員		
技術技能員		に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(山形県屋外広告物審議会規則の一部改正)
- 山形県屋外広告物審議会規則（昭和36年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第6条中「県土整備部都市計画課」を「県土整備部県土利用政策課」に改める。
(職員の駐在制度に関する規則の一部改正)
- 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第11号中「農林水産部畜産課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。
(山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。
第20条中「県土整備部都市計画課」を「県土整備部県土利用政策課」に改める。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号イ中「自動販売機」を「自動販売機及び掲示板」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(課付専門員を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(課付専門員を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県県有財産評価委員会規程の一部改正)

第1条 山形県県有財産評価委員会規程（昭和30年9月県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「森林課長」を「林業振興課長」に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第2条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「次長、医療政策監」を「医療統括監、次長」に改める。

(山形県県営林極印規程の一部改正)

第3条 山形県県営林極印規程（昭和40年3月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「農林水産部森林課長」を「農林水産部林業振興課長」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第4条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「用地課長」を「県土利用政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「健康福祉企画課長」を「地域福祉推進課長」に改め、同表山形県総合政策審議会の項充てる職の欄中「県土整備部用地課長」を「県土整備部県土利用政策課長」に改め、

同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「用地課」を「県土利用政策課」に、「課長補佐、」を「課長補佐（総務を担当するものに限る。）」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「庶務係長」を「河川管理の業務を担当する主査及び技師」に改める。

別表第2村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

「副主任 農業総合研究センター園芸試験場副主任」を

「主任主査 農業総合研究センター園芸試験場主任主査
副主任 農業総合研究センター園芸試験場副主任」に改め、同表庄内総合支庁

産業経済部農業技術普及課の項中 「農業総合研究センター水田農業試験場庶務係長」を

「農業総合研究センター水田農業試験場総務主査」に改め、同表消費生活センターの項中

「総務主査 環境エネルギー部環境企画課総務主査
消費者行政企画主査 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画主査」を

「消費者行政企画専門員 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費者行政企画専門員
総務主査 環境エネルギー部環境企画課総務主査」に、

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局の危機管理課主事（調整を担当するものに限る。）及びくらし安心課主事（消費者行政の推進を担当するものに限る。）」を

「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課主事（調整を担当するものに限る。）」に改め、同表庄内児童相談所の項中

「主任栄養士 鶴岡乳児院主任栄養士
主任技能員 鶴岡乳児院主任技能員」を

「主任栄養士 鶴岡乳児院主任栄養士」に改め、同表知的障がい者

更生相談所の項中

庄内支所相談判定専門員	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所相談判定主査	庄内児童相談所相談判定主査
庄内支所主任判定員	庄内児童相談所主任判定員
庄内支所判定員	庄内児童相談所判定員
庄内支所副主任技能員	庄内児童相談所副主任技能員

を

庄内支所相談判定専門員	庄内児童相談所相談・児童心理専門員
庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談・児童心理専門員
庄内支所相談判定主査	庄内児童相談所の相談主査及び主任専門児童心理司
庄内支所判定員	庄内児童相談所児童心理司
庄内支所主任技能員	庄内児童相談所主任技能員

に改め、同表山形職業能力

開発専門校の項中

主事	産業技術短期大学校主事
----	-------------

を

副主任	産業技術短期大学校副主任
主事	産業技術短期大学校主事

に改め、同表農業総合研究

センター養豚試験場の項中

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室庶務係長

を

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務主査

に改め、同表病虫害防除所の項中

庄内支所主査	農業総合研究センター水田農業試験場の庶務係長及び主査
--------	----------------------------

を

庄内支所総務主査	農業総合研究センター水田農業試験場総務主査
庄内支所主査	農業総合研究センター水田農業試験場主査

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第326号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

(山形県家畜人工授精講習会等規程の一部改正)

第1条 山形県家畜人工授精講習会等規程（昭和25年12月県告示第518号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「畜産課長」を「畜産振興課長」に改める。

(山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部改正)

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「村山総合支庁総務企画部西村山税務課」、「村山総合支庁総務企画部北村山税務課」及び「置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課」を削る。

(山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所の一部改正)

第3条 昭和58年4月県告示第544号（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

「山形県県土整備部用地課」を「山形県県土整備部県土利用政策課」に改める。

（口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正）

第4条 平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

「農林水産部畜産課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成26年4月1日印刷
平成26年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056